

参考指標

データ1

きのこ等の基準値(単位:Bq/kg)

対象品目	基準値	設定年月
きのこ・山菜(一般食品基準)※1	100	2012年4月

きのこ原木・薪・木炭・ペレット等の当面の指標値

対象品目	指標値	設定年月
きのこ原木・ほだ木※2	50	2012年3月
菌床用培地	200	2012年3月
薪※3	40	2011年11月
木炭※3	280	2011年11月
木質ペレット (ホワイトペレット、全木ペレット)※4	40	2012年11月
木質ペレット(バークペレット)※5	300	2012年11月

※1 放射性物質を含む食品からの被ばく線量の上限を年間1mSvとし、これをもとに放射性セシウムの基準値を決めています。

※2 放射性物質の影響を受けたほだ木(乾重量当たり)や菌床用培地(乾重量当たり)と、発生したいたけ(生重量当たり)のそれぞれの放射性セシウムの濃度の測定結果を基に、移行係数の上限値に近いとみなせる値を統計的に推計しました。その結果、移行係数は、きのこ原木(ほだ木)の場合が2、菌床用培地(菌床)の場合が0.5という値が得られ、次の式により、きのこ原木及びほだ木の当面の指標値50Bq/kg、菌床用培地及び菌床200Bq/kgを設定しました。

当面の指標値=100Bq/kg(一般食品の基準値)/移行係数(きのこ原木2、菌床用培地0.5)

様々な基準・指標

※3 実証実験により、薪1kgを燃焼させると灰5g、木炭1kgを燃焼させると灰30gが残り、薪及び木炭に含まれていた放射性セシウムの約9割がその灰に残るとのデータが得られました。これは、灰1kg当たりの放射性セシウムの濃度が薪1kgと比べて182倍、木炭1kgと比べて28倍となることを意味します。

このため、薪及び木炭の燃焼により生じる灰が、セメント等で固化する等の対策を講じなくても一般廃棄物最終処分場での埋立処分が可能な放射性物質の濃度である8,000Bq/kg以下となるよう、薪の指標値を40Bq/kg($8,000 \div 182 = 44 \approx 40$)、木炭の指標値を280Bq/kg($8,000 \div 28 = 286 \approx 280$)としました。

※4 ホワイトペレットと全木ペレットについては、まず、燃焼前のペレットと燃焼後の灰の放射性セシウム濃度の比率(放射性セシウムの濃縮の割合)を算出しました。この比率の分布から、約9割の確率で燃焼後の灰の放射性物質濃度が、一般廃棄物として通常の処理が可能な上限値8,000Bq/kgを超えないようにするためのペレットの放射性物質濃度の上限値を求めるため、濃縮率を推計したところ、210という結果を得ました。これを基に、次により当面の指標値を以下のとおり算出しました($8,000\text{Bq/kg} \div 210\text{倍} = 38.1\text{Bq/kg} \approx 40\text{Bq/kg}$)。

※5 バークペレットについては、検体数が少ないため、濃縮率の最大値(25倍)を用いて、以下により当面の指標値を求めました($8,000\text{Bq/kg} \div 25\text{倍} = 320\text{Bq/kg} \approx 300\text{Bq/kg}$)。

※1 資料:消費者庁「食品と放射能Q&A」

※2 資料:林野庁「きのこ原木及び菌床用培地等の当面の指標値設定に関するQ&Aについて」

※3 資料:林野庁「調理加熱用の薪及び木炭の当面の指標値設定に関するQ&Aについて」

※4・5 資料:林野庁「木質ペレットの当面の指標値の設定、検査方法等についてのQ&A」

データ2

作業安全ガイド

除染特別地域等の森林での作業と放射線量の基準

文科省航空機モニタリングの最新のデータ等に照合し、作業場所の空間線量率が明らかに $2.5\mu\text{Sv}/\text{h}$ 以下であるか。

作業場所の空間線量率を測定し、その値が $2.5\mu\text{Sv}/\text{h}$ を超えるか。

義務等として対策を講ずる必要はない。

特定線量下業務に該当
「特定線量下業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」を遵守し、作業を実施。

NO

行う作業は以下のものに該当するか。

- ① 苗木生産作業
- ② 植栽作業
- ③ 保育作業(補植に限る)
- ④ 林道開設
- ⑤ 災害復旧作業

YES

作業場所の空間線量率を測定し、その値が $2.5\mu\text{Sv}/\text{h}$ を超えるか。

NO

汚染土壤等に含まれるセシウムの放射能濃度を測定し、その値が1万Bq/kgを超えるか。(簡易測定又は空間線量率からの推計が可能)

YES

汚染土壤等に含まれるセシウムの放射能濃度を測定し、その値が1万Bq/kgを超えるか。(簡易測定が可能)

NO

今後、 $2.5\mu\text{Sv}/\text{h}$ を超える作業場所において、除染や特定汚染土壤等取扱業務等に作業員を従事させる予定があるか。

NO

YES

義務等として対策を講ずる必要はないが、被ばくや汚染拡大をさらに軽減する観点から、自主的に以下の対応をとることが考えられる。

- 長袖、手袋、不織布マスク等を着用する。
なお、熱中症予防のため、水分・塩分をこまめに摂取する。
- 休憩、飲食については作業場所の風上に移動し、手袋等を脱いだ上で行う。
- 手洗い、うがいを行う。履物に着いた泥を洗い流す。

左欄の対策に加え、自主的に線量管理を行うことが考えられる。
なお、線量管理の手法については、個人線量計による測定のほか、簡易なもの(空間線量からの評価や代表者による測定)が可能。

資料:林野庁「除染特別地域・汚染状況重点調査地域で作業を行う場合のフロー」